
*
* 令和 6 年度 第 1 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年3月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年3月10日 午後 1時30分 開会
3. 令和7年3月10日 午後 2時40分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	遅参	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	出	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 課長補佐	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎 村 上 彰 宏	主 事	山 内 光 貴		

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第 5 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	8 件	許 可
		第 5 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件	許 可
		第 5 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	2 8 件	決 定
		第 5 6 号	高梁市地域計画の策定について		意見なし
		報告事項	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			8 番 小 野 昌 道		
			9 番 佐 藤 俊 二		
9		議 事 の 内 容			
		令和 6 年度 第 1 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録			
		令和 7 年 3 月 1 0 日 (月) 高 梁 市 役 所 3 階 大 会 議 室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 6 年度第 12 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。8 番小野委員と 9 番佐藤委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。75 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 53 号 75 番朗読説明 － 75 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 3 筆 1, 159 m²です。譲受人の通作距離は、1.5 km 以内、耕作面積は 3, 507 m²、家族 3 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 1 万 9 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 惣田委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	当該農地は管理されており、問題ないと思います。柿や梅の木を植えるとのことでした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。75 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、75 番については許可とすることに決定しました。
議 長	（渡邊委員到着）
中藤局長	次に、76 番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第 53 号 76 番朗読説明 －
	76 番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、1 筆 2, 329 m²です。畑については、1 筆 18 m²、合計 2 筆で 2, 347 m²です。譲受人の通作距離は、2 km 以内、耕作面積は 4, 887 m²、家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は 10 アール当り 5 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9 ページから 10 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田平委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	畑は 18 m²となっていますが、1 月総会で諮った案件の残りの農地となります。田も綺麗に管理されていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。76 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、７６番については許可とすることに決定しました。 次に、７７番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第５３号７７番朗読説明 －
中藤局長	７７番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、１筆６５７㎡です。畑については、３筆２，１２２㎡、合計４筆で２，７７９㎡です。譲受人の通作距離は、５０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は１０アール当り１０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページから１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	一部休耕地もありましたが、全体的に草刈等はされていきました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。７７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、７７番については許可とすることに決定しました。 次に、７８番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第５３号７８番朗読説明 －
中藤局長	７８番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆３，６６１㎡です。譲受人の通作距離は、１km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族４人中耕作人は３人、対価は１０アール当り２万３千円です。この案件につきましては、説明いたしましたとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離は備考欄に記載しております住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１３ページから１４ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
伊達委員	田は綺麗に耕作されていきました。譲受人の方も引き続き耕作されると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。７８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

議 長	挙手全員ですので、７８番については許可とすることに決定しました。 次に、７９番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第５３号７９番朗読説明 －
中藤局長	７９番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、３筆１，４２５㎡です。畑については、６筆４，１８４㎡、合計９筆で５，６０９㎡です。譲受人の通作距離は、５０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は無償です。この案件につきましては、兄である譲渡人が遠方で耕作できないため、地元に住んでいる弟である譲受人に無償で譲り渡すものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小西代理	譲受人の方は１４、５年前に転出されていましたが、この度、家を新築されました。当該農地は荒廃していると思っていましたが、綺麗な状態になっていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。７９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、７９番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので、８０番－１及び８０番－２について事務局から説明をお願いします。 － 議案第５３号８０番－１及び８０番－２朗読説明 －
中藤局長	この２件の案件につきましては、同一人間の所有権移転であります。一部の農地で共有持分移転が含まれていましたので、議案を２件に分けて提出させていただきます。 まず、通常の所有権移転である８０番－１について説明させていただきます。譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、１筆１８８㎡です。畑については、１筆２５㎡で、合計２筆で２１３㎡です。譲受人の通作距離は、２０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当り７万７千円です。 ８０番－２については、譲受人譲渡人、譲受人の状況、対価は同様であり、譲渡人の共有持分が３分の２となっています。申請農地は、畑１筆４７７㎡です。この２件の案件につきましては、説明いたしましたとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離は備考欄に記載しております住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１６ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 綱島委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は綺麗に管理されていて、問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。８０番－１及び８０番－２について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤局長	挙手全員ですので、８０番－１及び８０番－２については許可とすることに決定しました。 次に、８１番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第５３号８１番朗読説明 － ８１番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、５筆７，１０８㎡です。畑については、３筆１，８４７㎡、合計８筆で８，９５５㎡です。譲受人の通作距離は、１９．５km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間での生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小物委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は稲の作付けはされていませんでしたが、果樹の作付けがあり、引き続き耕作されると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。８１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤局長	挙手全員ですので、８１番については許可とすることに決定しました。 次に、８２番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第５３号８２番朗読説明 － ８２番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、３筆２，２０７㎡です。畑については、２筆２４７㎡、合計５筆で２，４５４㎡です。譲受人の通作距離は、７km以内、耕作面積は２６，６３０㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り２０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 三村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の方の職場から近い農地で、親戚との売買とのこと。草は多少生えている程度で、日常的な管理はされているようで

議 長	した。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。８２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
中藤局長	挙手全員ですので、８２番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第５４号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。３３番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第５４号３３番朗読説明 －
	３３番については、転用者が、譲渡人から申請農地を取得し、露天駐車場に転用するものです。申請農地は、田１筆７８６㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地の１０アール当りの価格は１１万５千万円です。施設の概要としては、露天駐車場１８区画７８６㎡であり、資金については、自己資金５９万円です。なお、この案件につきましては、令和４年度に農業振興地域農用地から除外しております。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、３月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１９ページから２０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 惣田委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	申請農地は綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。３３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、３３番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第５５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番から１９番について説明をお願いします。
	それでは、４ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和７年３月１９日、利用権の設定を受ける者は１８名、利用権の設定をする者は２８名、利用権の設定をする件数は２８件、利用権設定面積は８１，３２６㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書にもとづいて、１番から１９番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、１番から１９番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１番から１９番について採決を採ります。１番から１９番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１番から１９番については決定しました。 農業委員会会議規則第１８条の規定により、前崎委員の除斥を求めます。 (前崎委員退席)
議 長 藤代書記 議 長	事務局、２０番から２１番について説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、２０番から２１番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、２０番から２１番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２０番から２１番について採決を採ります。２０番から２１番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、２０番から２１番については決定しました。前崎委員の除斥を解きます。 (前崎委員着席)
議 長	農業委員会会議規則第１８条の規定により、河原委員の除斥を求めます。 (河原委員退席)
議 長 藤代書記 議 長	事務局、２２番について説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、２２番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、２２番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２２番について採決を採ります。２２番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、２２番については決定しました。河原委員の除斥を解きます。 (河原委員着席)
議 長	農業委員会会議規則第１８条の規定により、福武委員の除斥を求めます。 (福武委員退席)
議 長 藤代書記 議 長	事務局、２３番について説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、２３番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、２３番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２３番について採決を採ります。２３番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、２３番については決定しました。福武委員の除斥を解きます。 (福武委員着席)
議 長	事務局、２４番から２８番について説明をお願いします。

藤代書記 議 長	— 議案書にもとづいて、２４番から２８番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —
議 長	それでは、２４番から２８番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。２４番から２８番について採決を採ります。２４番から２８番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、２４番から２８番については決定しました。 続きまして、「議案第５６号 高梁市地域計画の策定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
山内主事 議 長	— 議案書にもとづいて、高梁市地域計画の策定について内容を朗読説明 —
西村委員	それでは、議案第５６号について、発言をお願いします。
山内主事	「地域計画内農地」欄に記載されている面積が地図内の赤枠の農地と同じという理解でいいですか。
田平委員	そうです。
山内主事	地図内の作目で一部異なっているものがあるようなのですが修正することはできますか。
山元委員	まだ修正可能な段階なので、教えていただければ修正いたします。
山内主事	地図内の赤枠で囲まれていない農地の取り扱いはどうようになりますか。
惣田委員	地域計画外という扱いになりますが、制度上、地域計画内にする必要があるればその都度対応するようになります。
山内主事	特定の農家の状況を教えてもらうことはできますか。
議 長	また個別にお伝えさせていただきます。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。議案第５６号について採決を採ります。議案第５６号について意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員。議案第５６号については意見なしと答申することに決定しました。
藤代書記	次に、「報告事項 農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
議 長	— 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 —
中曽委員	説明が終わりましたが、発言をお願いします。
藤代書記	一度に多くの農地が解約になるようですが、その後どのような予定か分かりますか。
瀬戸川委員	ほとんどの農地については耕作者不在の状態になると思われます。
議 長	一部は新規就農者のために造成予定の農地もあります。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第１２回総会を閉会します。

令和7年3月10日

会 長 土 岐 康 夫

8 番 小 野 昌 道

9 番 佐 藤 俊 二